

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準整理表

・従うべき基準 ・標準とすべき基準 ・参酌すべき基準		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問生活介護	認知症対応型通所介護	
				単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護	共用型指定認知症対応型通所介護
基本方針	趣旨				
	基本方針	第3-2条（基本方針）	第4条（基本方針）	第41条（基本方針）	
人員基準	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等	第3-3条（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）	第5条（指定夜間対応型訪問介護）		
	従業者の員数	第3-4条（ <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数</u> ）	第6条（ <u>訪問介護員等の員数</u> ）	第42条（ <u>従業者の員数</u> ）	第45条（ <u>従業者の員数</u> ）
	利用定員				第46条（利用定員等） <u>利用定員は施設ごとに一日三人以下</u>
	管理者	第3-5条（ <u>管理者</u> ）	第7条（ <u>管理者</u> ）	第43条（ <u>管理者</u> ）	第47条（ <u>管理者</u> ）
	代表者				
	登録定員等 適用除外	第3-41条（ <u>適用除外</u> ）			
設備基準	設備・備品	第3-6条	第8条（設備及び備品等）	第44条（設備及び備品等）	
運営基準	内容・手続の説明・同意	第3-7条（内容及び手続の説明及び同意） <u>提供開始に係る申込者の同意</u>	第3-7条準用 <u>提供開始に係る申込者の同意</u>	第3-7条準用 <u>提供開始に係る申込者の同意</u>	
	介護の提供の開始等				
	提供拒否の禁止	第3-8条（ <u>提供拒否の禁止</u> ）	第3-8条準用	第3-8条準用	
	サービス提供困難時の対応	第3-9条（サービス提供困難時の対応）	第3-9条準用	第3-9条準用	
	受給資格等の確認	第3-10条（受給資格等の確認）	第3-10条準用	第3-10条準用	
	要介護認定の申請に係る援助	第3-11条（要介護認定の申請に係る援助）	第3-11条準用	第3-11条準用	
	入退居				
	心身の状況の把握	第3-12条（心身の状況等の把握）	第3-12条準用	第48条（心身の状況等の把握）	
	介護支援事業所等との連携	第3-13条（指定居宅介護支援事業者等との連携）	第3-13条準用	第3-13条準用	
	訪問看護事業者との連携	第3-42条（指定訪問介護事業者との連携）			
	法定代理受領サービス	第3-14条（法定代理受領サービスを受けるための援助）	第3-14条準用	第3-14条準用	
	サービス費支給を受けるための援助				
	サービス提供	第3-15条（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）	第3-15条準用	第3-15条準用	
	サービス計画変更時の援助	第3-16条（居宅サービス計画等の変更の援助）	第3-16条準用	第3-16条準用	
	身分証の携行	第3-17条（身分を証する書類の携行）	第3-17条準用		
	サービスの提供記録	第3-18条（サービスの提供の記録）	第3-18条準用	第3-18条準用	
	利用料の受領	第3-19条（利用料等の受領）	第3-19条準用	第49条（利用料等の受領）	
	保険給付の請求のための証明書の交付	第3-20条（保険給付の請求のための証明書の交付）	第3-20条準用	第3-20条準用	
	基本取扱方針	第3-21条（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）	第9条（指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針）	第50条（指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針）	
	具体的な取扱方針	第3-22条（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な取扱方針）	第10条（指定夜間対応型訪問介護の具体的な取扱方針）	第51条（指定認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針）	
	主治の医師との関係	第3-23条（ <u>主治の医師との関係</u> ）			
	身体的拘束等の禁止				
	計画の作成	第3-24条（定期巡回・随時対応型訪問介護計画等の作成）	第11条（夜間対応型訪問介護計画書の作成）	第52条（認知症対応型通所介護計画書の作成）	
	同居家族に対するサービス提供の禁止	第3-25条（ <u>同居家族に対するサービス提供の禁止</u> ）	第3-25条準用		
	法定代理受領報告				
	居宅サービス計画書等の交付				
	居宅介護計画作成				
	介護				
	食事				
	機能訓練				
	健康管理				
	相談及び援助				
	利用者の家族との連携				
	社会生活上の便宜の提供等				
	利用者に関する市への通知	第3-26条（利用者に関する市への通知）	第3-26条準用	第3-26条準用	
	緊急時の対応	第3-27条（緊急時等の対応）	第12条（緊急時等の対応）	第12条準用	
	入所者の入院期間中の取扱				
	管理者等の責務	第3-28条（管理者等の責務）	第13条（管理者等の責務）	第53条（管理者の責務）	
	管理者による管理				
	計画担当介護支援専門員の責務				
	運営規程	第3-29条（運営規程）	第14条（運営規程）	第54条（運営規程）	
	勤務体制の確保	第3-30条（勤務体制の確保等）	第15条（勤務体制の確保等）	第55条（勤務体制の確保等）	
	定員の遵守			第56条（定員の遵守）	
	非常災害対策			第57条（非常災害対策）	
	衛生管理	第3-31条（衛生管理等）	第3-31準用	第58条（衛生管理等）	
	協力病院				
	調査への協力				
地域との連携	第3-37条（地域との連携）	第16条（地域との連携）	第59条（地域との連携）		
併設施設等への入居					
運営規程等の掲示	第3-32条（掲示）	第3-32条準用	第3-32条準用		
秘密保持	第3-33条（ <u>秘密保持等</u> ）	第3-33条準用	第3-33条準用		
広告	第3-34条（ <u>広告</u> ）	第3-34条準用	第3-34条準用		
居宅介護支援事業者への利益供与の禁止	第3-35条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）	第3-35条準用	第3-35条準用		
苦情処理	第3-36条（ <u>苦情処理</u> ）	第3-36条準用	第3-36条準用		
事故発生時の対応	第3-38条（ <u>事故発生時の対応</u> ）	第3-38条準用	第3-38条準用		
会計の区分	第3-39条（会計の区分）	第3-39条準用	第3-39条準用		
記録の整備・保管	第3-40条（記録の整備）	第17条（記録の整備）	第60条（記録の整備）		

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準整理表

・従うべき基準 ・標準とすべき基準 ・参酌すべき基準		小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設生活介護
基本方針	趣旨			
	基本方針	第62条（基本方針）	第89条（基本方針）	第109条（基本方針）
人員基準	指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護等			
	従業者の員数	<u>第63条（従業者の員数等）</u>	<u>第90条（従業者の員数）</u>	<u>第110条（従業者の員数）</u>
	利用定員			
	管理者	<u>第64条（管理者）</u>	<u>第91条（管理者）</u>	<u>第111条（管理者）</u>
	代表者	<u>第65条（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）</u>	<u>第92条（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）</u>	
	登録定員等	<u>第66条（登録定員及び利用定員）</u>		
設備基準	適用除外			
	設備・備品	第67条（設備及び備品等） <u>宿泊室の床面積は1人当たり7.43㎡以上</u>	第93条 <u>居室の床面積は1人当たり7.43㎡以上、共同生活住居における必要な設備の整備</u>	第112条
運営基準	内容・手続の説明・同意	第3-7条準用 <u>提供開始に係る申込者の同意</u>	第3-7条準用 <u>提供開始に係る申込者の同意</u>	第113条（内容及び手続の説明及び契約の締結等） <u>重要事項説明、入居者権利保障</u>
	介護の提供の開始等			第114条（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等） <u>提供拒否の禁止、他介護サービス拒否禁止</u>
	提供拒否の禁止	<u>第3-8条準用</u>	<u>第3-8条準用</u>	
	サービス提供困難時の対応	第3-9条準用		
	受給資格等の確認	第3-10条準用	第3-10条準用	第3-10条準用
	要介護認定の申請に係る援助	第3-11条準用	第3-11条準用	第3-11条準用
	入退居		第94条（入退居）	
	心身の状況の把握	第68条（心身の状況等の把握）		
	介護支援事業所等との連携	第69条（居宅サービス事業者等との連携）		
	訪問看護事業者との連携			
	法定代理受領サービス			第115条（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）
	サービス費支給を受けるための援助			
	サービス提供			
	サービス計画変更時の援助			
	身分証の携行	第70条（身分を証する書類の携行）		
	サービスの提供記録	第3-18条準用	第95条（サービスの提供の記録）	第116条（サービス提供の記録）
	利用料の受領	第71条（利用料等の受領）	第96条（利用料等の受領）	第117条（利用料の受領）
	保険給付の請求のための証明書の交付	第3-20条準用	第3-20条準用	第3-20条準用
	基本取扱方針	第72条（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）		
	具体的な取扱方針	第73条（指定小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針） <u>身体的拘束等</u>	第97条（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針） <u>身体的拘束等</u>	第118条（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針） <u>身体的拘束等</u>
	主治の医師との関係			
	身体的拘束等の禁止			
	計画の作成	第74条（居宅サービス計画の作成）	第98条（認知症対応型共同生活介護計画の作成）	第119条（地域密着型特定施設サービス計画の作成）
	同居家族に対するサービス提供の禁止			
	法定代理受領報告	第75条（法定代理受領サービスに係る報告）		
	居宅サービス計画書等の交付	第76条（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）		
	居宅介護計画作成	第77条（小規模多機能型居宅介護計画の作成）		
	介護	第78条（介護等） <u>居室及びサービス拠点における利用者負担による従業者以外の介護禁止</u>	第99条（介護等） <u>共同生活住居における介護従業者以外の介護禁止</u>	第120条（介護）
	食事			
	機能訓練			第121条（機能訓練）
	健康管理			第122条（健康管理）
	相談及び援助			第123条（相談及び援助）
	利用者の家族との連携			第124条（利用者の家族との連携等）
	社会生活上の便宜の提供等	第79条（社会生活上の便宜の提供等）	第100条（社会生活上の便宜の提供等）	
	利用者に関する市への通知	第3-26条準用	第3-26条準用	第3-26条準用
	緊急時の対応	第80条（緊急時等の対応）	第80条準用	第80条準用
	入所者の入院期間中の取扱			
	管理者等の責務	第53条準用	第53条準用	第53条準用
	管理者による管理		第101条（管理者による管理）	
	計画担当介護支援専門員の責務			
	運営規程	第81条（運営規程）	第102条（運営規程）	第125条（運営規程）
	勤務体制の確保	第55条準用	第103条（勤務体制の確保等）	第126条（勤務体制等の確保等）
	定員の遵守	第82条（定員の遵守）	第104条（定員の遵守）	
	非常災害対策	第82-2条（非常災害対策）	第82-2条準用	第57条準用
	衛生管理	第58条準用	第58条準用	第58条準用
	協力病院	第83条（協力医療機関等）	第105条（協力医療機関等）	第127条（協力医療機関等）
	調査への協力	第84条（調査への協力等）	第84条準用	
地域との連携	第85条（地域との連携等）	第85条1～4準用	第85条1～4準用	
併設施設等への入居	第86条（居住機能を担う併設施設等への入居）			
運営規程等の掲示	第3-32条準用	第3-32条準用	第3-32条準用	
秘密保持	<u>第3-33条準用</u>	<u>第3-33条準用</u>	<u>第3-33条準用</u>	
広告	第3-34条準用	第3-34条準用	第3-34条準用	
居宅介護支援事業者への利益供与禁止	第3-35条準用	第106条（居宅介護事業者に対する利益供与等の禁止）	第3-35条準用	
苦情処理	第3-36条準用	第3-36条準用	第3-36条準用	
事故発生時の対応	<u>第3-38条準用</u>	<u>第3-38条準用</u>	<u>第3-38条準用</u>	
会計の区分	第3-39条準用	第3-39条準用	第3-39条準用	
記録の整備・保管	第87条（記録の整備）	第107条（記録の整備）	第128条（記録の整備）	

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準整理表

		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		複合型サービス
			ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・従うべき基準 ・標準とすべき基準 ・参酌すべき基準 				
基本方針	趣旨		第158条（趣旨）	
	基本方針	第130条（基本方針）	第159条（基本方針）	第170条（基本方針）
人員基準	指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護等			
	従業者の員数	<u>第131条（従業者の員数）</u>		<u>第171条（従業者の員数）</u>
	利用定員			
	管理者	<u>第146条（管理者による管理）</u>		<u>第172条（管理者）</u>
	代表者			<u>第173条（指定複合型サービス事業者の代表者）</u>
	登録定員等			<u>第174条（登録定員及び利用定員）</u>
設備基準	適用除外			
	設備・備品	第132条（設備）[居室定員を最大2人→最大4人以下へ]	第160条（設備）	第175条（設備及び備品等）
運営基準		<u>入所者の床面積1人当たり10.65㎡以上</u>	<u>同左、ただし2人の場合は21.3㎡以上</u>	
	内容・手続の説明・同意	第3-7条準用 <u>提供開始に係る申込者の同意</u>	第3-7条準用 <u>提供開始に係る申込者の同意</u>	第3-7条準用 <u>提供開始に係る申込者の同意</u>
	介護の提供の開始等			
	提供拒否の禁止	<u>第3-8条準用</u>	<u>第3-8条準用</u>	<u>第3-8条準用</u>
	サービス提供困難時の対応	第133条（サービス提供困難時の対応）		
	受給資格等の確認	第3-10条準用	第3-10条準用	第3-10条準用
	要介護認定の申請に係る援助	第3-11条準用	第3-11条準用	第3-11条準用
	入退居	第134条（入退所）		
	心身の状況の把握			第68条準用
	介護支援事業所等との連携			第69条準用
	訪問看護事業者との連携			
	法定代理受領サービス			
	サービス費支給を受けるための援助			
	サービス提供			
	サービス計画変更時の援助			
	身分証の携行			第70条準用
	サービスの提供記録	第135条（サービス提供の記録）		
	利用料の受領	第136条（利用料等の受領）	第161条（利用料等の受領）	第71条準用
	保険給付の請求のための証明書の交付	第3-20条準用	第3-20条準用	第3-20条準用
	基本取扱方針			第176条（指定複合型サービスの基本取扱方針）
	具体的な取扱方針	第137条（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） <u>身体的拘束等</u>	第162条（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） <u>身体的拘束等</u>	第177条（指定複合型サービスの具体的な取扱方針） <u>身体的拘束等</u>
	主治の医師との関係			<u>第178条（主治の医師との関係）</u>
	身体的拘束等の禁止			
	計画の作成	第138条（地域密着型施設サービス計画の作成）		
	同居家族に対するサービス提供の禁止			
	法定代理受領報告			第75条準用
	居宅サービス計画書等の交付			第76条準用
	居宅介護計画作成			第179条（複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成）
	介護	第139条（介護） <u>7項 介護職員常時1人以上従事、従業者以外による介護の禁止</u>	第163条（介護） <u>8項 介護職員常時1人以上従事、従業者以外による介護の禁止</u>	第78条準用 <u>居宅及びサービス拠点における利用者負担による従業者以外の介護禁止</u>
	食事	第140条（食事）	第164条（食事）	
	機能訓練	第143条（機能訓練）		
	健康管理	第144条（健康管理）		
	相談及び援助	第141条（相談及び援助）		
	利用者の家族との連携			
	社会生活上の便宜の提供等	第142条（社会生活上の便宜の提供等）	第165条（社会生活上の便宜の提供等）	第79条準用
	利用者に関する市への通知	第3-26条準用	第3-26条準用	第3-26条準用
	緊急時の対応			第180条（緊急時等の対応）
	入所者の入院期間中の取扱	<u>第145条（入所者の入院期間中の取扱い）</u>		
	管理者等の責務	第53条準用	第53条準用	第53条準用
	管理者による管理	第146条（管理者による管理）		
	計画担当介護支援専門員の責務	第147条（計画担当介護支援専門員の責務）		
	運営規程	第148条（運営規程）	第166条（運営規程）	第81条準用
	勤務体制の確保	第149条（勤務体制の確保等）	第167条（勤務体制の確保等） <u>2項、3項 介護職員の配置等</u>	第55条準用
	定員の遵守	第150条（定員の遵守）	第168条（定員の遵守）	第82条準用
	非常災害対策	第57条準用	第57条準用	第82-2条準用
衛生管理	第151条（衛生管理等）			
協力病院	第152条（協力病院等）			
調査への協力			第84条準用	
地域との連携	第85条1～4準用	第85条1～4準用	第85条準用	
併設施設等への入居			第86条準用	
運営規程等の掲示	第3-32条準用	第3-32条準用	第3-32条準用	
秘密保持	<u>第153条（秘密保持等）</u>			
広告	第3-34条準用	第3-34条準用	第3-34条準用	
居宅介護支援事業者への利益供与禁止	第154条（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）			
苦情処理	第3-36条準用	第3-36条準用	第3-36条準用	
事故発生時の対応	<u>第155条（事故発生の防止及び発生時の対応）</u>			
会計の区分	第3-39条準用	第3-39条準用	第3-39条準用	
記録の整備・保管	第156条（記録の整備）			
			第181条（記録の整備）	